

岸田てつはる 区政報告

発行所：自民党大田区民連合
(政務調査係)

住所：大田区蒲田5-13-14

電話：03-5744-1480

去る二月十五日から三月二十五日までの日程で、令和四年第一回大田区議会定例会が開催されました。

今回の議会では、新型コロナウイルス感染症による問題が継続している状況下での新年度の予算は、「感染症の危機を克服し、ポストコロナに向けて、変化する生活・価値観を捉え、人と街が成長を続ける未来を切り拓いていく予算」と位置づけ、左記の四項目に重点が置かれました。

一、効果的な感染症対策と防災・減災力を高める備えを進め、安全・安心で強靱なまちづくりに向けた取り組み。

二、安心して子どもを産み育てられる環境と学びを保障し、誰もが活躍できる包摂的な地域づくりの実現に向けた取り組み。

三、経済活動を支え、魅力と利便性あふれるまちづくりを促進し、ポストコロナを見据えた持続的な成長につながる取り組み。

四、デジタル技術の活用、脱炭素化やSDGsなどの時代の潮流を意識した地域社会を築く取り組み。

議会では、議長を除く全ての議員で特別委員会を設置、区からの予算案を審議し、令和四年度大田区一般会計予算は、二千八億七千万円余、前年度比約七十一億円、2.4%増で認定いたしました。

今回の区政報告では、議会での質問を中心に報告させていただきます。



自民党大田区民連合
岸田 てつはる 議員

令和四年第一回大田区議会定例会での 質疑応答について(要約・抜粋)

岸田：平成23年3月11日の東日本大震災の際、大田区でも、大森ふるさとの浜辺公園や東海三丁目地区の民有地で液状化の被害があったと聞く、また、大正12年の関東大震災でも大森から羽田にかけての埋立地や多摩川沿いで液状化が見られたと伝わっている。区も建築物の液状化対策をパンフレット・ホームページ等で広報しているが、区民の方々の危機意識が低いようだが、どのような内容なのか、どのように周知していくのか？

区担当：大田区ホームページや区報で液状化の可能性を3段階に分けて地図上に表示した液状化予測図を公開している。液状化の可能性が高い地域で建築計画をされる場合は、まず地盤調査による詳細な液状化可能性を検証することを案内している。次に地震発生前の液状化対策として、地盤改良を行い、液状化被害の防止・軽減する方法や杭基礎等、液状化による家屋の被害を防止する方法等を案内している。また、液状化により家屋に被害が生じた場合の修復方法として、建物や基礎の沈下や傾斜を修復する工法と地盤強度を増大し、建物や基礎の沈下を一定程度修復する工法を案内している。これらの情報をもとに、設計士と施主である区民の方の判断により、対応していただく。区民の方々への周知方法は、来年度、区のハザードマップを改定する予定。現在の建物に対する液状化対策の内容をよりわかりやすく見直してハザードマップに掲載し、より多くの方々にご理解いただく予定。

岸田：首都直下型地震が発生した場合、区は液状化による被害をどのように想定しているのか？

区担当：区の震災ハザードマップに掲載している液状化可能性マップによると、大田区内には、液状化の可能性が高い地域や可能性がある地域が平野部に広く想定されている。特に、東京湾岸の埋め立て地や多摩川河口部などに液状化の可能性の高い地域がある。東京湾北部を震源とする首都直下型地震等の被害想定では、液状化により、区内で1万棟を超える建物が全半壊するとされている。また、強いゆれや液状化などにより、地中に埋設されている上下水道の管路が損壊することによる上下水道の断水率は、67.9%、下水道管きよ被害率は30.3%となっており、これらの復旧には、約30日かかる想定されている。この他にも道路陥没などの被害が発生する可能性があり、液状化による被害の影響は、区内の広い地域に及ぶと想定されている。

岸田：上下水道などライフラインの液状化被害防止策はどのようになっているのか？

区担当：上下水道施設の地震による液状化対策や耐震対策については、東京都が主体となっている。区内の水道の配水管は、東京都水道局が、昭和40年代から粘り強く強度の高いダクタイル鋳鉄管に更新し、概ね完了。また、平成10年度からは、水道管の継手の抜け出しを防止するため、耐震継手化を推進してきた。現在、震災時の断水被害を軽減するため、重要施設への供給ルートへの耐震継手化を重点的に進め、首都中枢機関や医療機関などへの供給ルートの耐震継手化は令和元年度末で概ね完了。引き続き、避難所や主要な駅などの重要施設の供給ルートの耐震継手化を進め、令和4年度までに完了する予定と聞いている。下水道施設については、東京都下水道局が液状化の危険性の高い地域において、マンホールの浮上抑制対策を進めている。これまでに緊急輸送道路などの対策は完了し、現在は、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路や地区内残留地区を対象を拡大して対策を進めているところ。なお、区も、下水道施設の液状化対策工事を受託して実施してきた。

岸田：大田区の都市計画道路は、多くは昭和21年に事業認可が決定され、約76年経過しているが、多くの都市計画道路は未着工だと思われる。都市計画道路補助48号線などは、既設道路を広げるだけでなく、道路が無い住宅街を買い取って計画されている地域もある。大田区の交通事情の変化や将来的な人口減少などを考慮し、都市計画道路を大きく見直す必要があると考える。また、都市計画道路整備地区に該当する地域では、建築物の建築に制限が掛けられており、今後、何年、何十年かかるかわからないため、建築物の制限の見直しや廃止の必要があるのではないかと？

区担当：都市計画道路補助48号線は、戦災復興都市計画により進められた計画幅員20mの都市計画道路として、昭和24年4月に都市計画決定された。都市計画道路は、都市計画決定から相当程度の時間が経過しているものもある。そこで、計画的、効率的に整備を進めるために、東京都と区市町が連携し、「東京における都市計画道路の整備方針」である「第四次事業化計画」を平成28年3月に策定、事業の推進に努めてきた。当計画では、6つの選定項目を設け、事業の継続性や実現性などを踏まえ、今後10年間で優先的に整備すべき路線を選定した。補助48号線は、優先的に整備すべき路線に位置づけられていないため、事業主体を含め、現時点の整備スケジュールは未定。一方、都市計画道路の区域内では、都市計画法により、将来における事業の円滑化を図るため、建築等に対する制限が課せられている。事業に着手する時期が明確でない中、地権者の方々の生活設計や土地の有効活用に対する配慮が課題であることから、事業化計画の継続的な見直しを行い、制限の緩和を行ってきた。主な措置としては、昭和56年からは、都市計画区域内の建築制限を2階建てから3階建てまでとする緩和措置、平成28年からは、建築制限の緩和範囲を拡大し、優先整備路線を含む全ての路線を対象とした。都市計画道路については、社会情勢の変化や多様化するニーズなどを踏まえ、整備を進める一方で、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」にて、東京都とともに継続的な見直しを行っていく。

更新時期を迎えつつある 大田区保有の公共施設について

高度成長期、社会的需要の増大から積極的に全国で整備された多くの公共施設が、老朽化による施設更新が課題になっています。大田区も例に漏れず、保有する公共施設のうち6割以上が築30年以上、特に小中学校は築40～50年以上が多いの現状です。そのため、今後20年のうちに多くが更新時期を迎えることとなります。

大田区においては、毎年2校の学校改築または長寿命化改修が行われる予定となっています。現在、赤松小学校が改築中で令和8年度中に竣工する予定です。来年度の令和4年度からは石川台中学校の改築が選定され、改築工事の基本構想・基本計画作成等が進められることとなっています。

また、これまでは区立の小中学校の体育館および武道場(以下・体育館等)には、空調が完備されていませんでした。空調のない体育館等では、授業中に体調を崩す危険性や災害時の避難所としての利用などを考慮し、空調の整備事業が行われ、区立小学校59校、区立中学校28校の体育館等に空調の設置が完了しました。

区議会へ区民の皆さんの声を届けます。

皆様のご意見やご要望をお待ちしております。

自民党大田区民連合 TEL：03-5744-1480